

税申告の準備を始めましょう！

申告期限は平成28年3月15日（火）まで



今年もあと僅か、一年の締めくくりの月を迎えました。平成27年を振り返って所得の計算、控除の申告などは、自分の状況を一番よく知っているあなた自身で行いましょう。

- ①平成28年度市・県民税申告書の配布対象者が変わります…平成27年度市・県民税申告書を提出された人に郵送します。※次のみなさんには送付されません。
- ②平成27年度の市・県民税の申告をしたが、給与及び公的年金のみの人で源泉徴収票の内容に相違なかった人
- ③平成26年分の確定申告をされた人
- ④確定申告をされる人及び給与（年末調整済）や公的年金の未満の人

みの人でほかに申告する事項のない人は、平成28年度市・県民税申告書を提出する必要はありません。

給与所得者のみなさんへ：勤務先での年末調整はお済みでしょうか？保険等の控除の漏れや扶養人数に誤りはありますか？扶養控除は重複して受けることはできません。

たとえば、共働き夫婦で子どもがいる場合、夫・妻それぞれで同じ子どもを扶養としていたり、夫が妻を扶養としているのに、その子どもが母親を扶養しているケースがよくあります。合計所得金額が38万円以下の扶養親族を誰が扶養として申告するのか、家族でよく話し合っておきましょう。

また、勤務先で年末調整がされていない場合、確定申告が必要ですが、申告により税金が還付されることもありますので、忘れず申告しましょう。

年金所得者のみなさんへ：年金から天引きされている介護保険料や国民健康保険料また

は後期高齢者医療保険料は、実際に天引きされている人以外には、控除として計上することはできませんのでご注意ください。（天引き分以外については、従来どおりです）

障がい等の控除について：

ご自身または扶養親族に障がい等がある場合で、お勤めの事業所または年金支払者へ障がい等の申告をされていない人は、確定申告を忘れないようにしてください。（障がい等の控除が漏れることがあります）

なお、事業所等への申告の有無は、源泉徴収票で確認をお願いします。

大切に保管しておきましょう：

確定申告には、提出しなければならぬ書類がいくつもあります。申告の時になって慌てることのないよう大切に保管しておいてください。

給与、公的年金等の源泉徴収票

生命保険や個人年金、地震保険の保険料控除証明書

医療費の領収書

住宅ローン残高証明書

▼寄附先から発行される寄附金受領証明書など
▼配当や保険の一時金・満期返戻金の通知書、その他収支計算の根拠となる領収書など
◎国税庁では、国税電子申告・納税システム（e-Tax）を進めています。e-Taxは、こんなところが便利です：

①自宅やオフィスからインターネットを利用して、国税に関する申告・申請・届出等ができます。

②ATMやインターネットバンキングなどを利用して、納税ができます。

③給与等の源泉徴収票や医療費の領収書の添付を省略できるようになりました。（平成20年1月から適用、各自で3年間保存）※相談会場での通常申告時には省略できません。

e-Taxをご利用いただくその前に：

①事前に電子証明書を取得してください。（個人は、本庁舎市民課、または白鳥振興事務所振興課で発行できます）
②ICカードリーダーライタをご用意ください。

e-Taxホームページ：

<http://www.e-tax.nta.go.jp/>

総務部税務課市民税係
67・1837